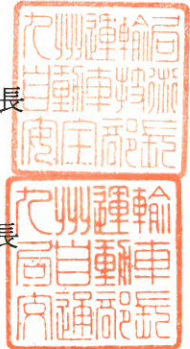


九運保環第202号の4
九運旅一第270号の4
九運旅二第142号の4
九運貨物第122号の4
九運自監第118号の4
平成28年 7月22日

自動車運送事業者 各位

九州運輸局自動車技術安全部長

九州運輸局自動車交通部長



点呼時における酒気帯びの有無の確認の徹底について

飲酒運転の防止については、従来から機会あるごとにその徹底を図っているところですが、平成28年7月19日に管内の自動車運送事業者において、運行前点呼時にアルコールが検出された運転者が、その後の再確認の際に不正な手段を行って他の運転者のアルコール検知結果をもとに点呼を受け、本人確認が十分に行われないうまま、乗務させていた事実が判明しました。

このような事案は、公共性が高く輸送の安全確保を使命とする自動車運送事業として国民の信頼を大きく失墜させる行為であり、事業者が行う飲酒運転の防止に係る指導・監督が徹底されていないと言わざるを得ず、誠に遺憾であります。

つきましては、輸送の安全に万全を期するため、点呼時における体制の強化及び酒気帯びの有無の確認の徹底や、運転者に対する日常的飲酒に関する指導・監督の確実な実施等について、飲酒運転防止等法令遵守の更なる徹底を図られるようお願いいたします。